

2020年税制改正

新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し、国会がその対応に追われている一方で、2020年の税制改正が可決・成立しました。

そこで今回は、消費税及び所得税の、2020年の改正点をご紹介します。



消費税関係

- ⑥ 「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の期限が1月延長されることとなりました。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。なお、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することとなります。

- ⑥ 居住用の賃貸建物を取得等した場合、その建物に係る課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象としないこととされました。

居住用賃貸建物として利用される可能性がある建物で、取得価額が1,000万円以上であるものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなりました。

この改正は、令和2年10月1日以後に仕入れを行った居住用賃貸建物から適用されます。但し、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度の適用とならず、従来通りの取扱いとなります。

- ⑥ 上記の「居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた建物について、次のいずれかに該当する場合には、仕入れ税額控除を調整することとされました。

1. 取得の年度から3年間の間に、その建物の一部又は全部を住宅の貸付け以外の貸付けにした場合
2. 取得の年度から3年間の間に、その建物と一部又は全部を他のものに譲渡した場合

- ⑥ 住宅の貸付けに係る契約において貸付けの用途が明らかでない場合には、実態により判断することとなりました。

これまでは、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税とされましたが、その建物の状況等から居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税は非課税となります。

この改正は、令和2年4月1日以後に行われる貸付けについて適用されます。

所得税関係

- ⑥ 未婚のひとり親について、下記の条件を満たした場合には、35万円の所得控除が認められることとなりました。

- ① 生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子供がいる場合
- ② 親の合計所得金額が500万円以下である場合

また、従来の寡婦（寡夫）控除についても見直され、男性のひとり親の控除が35万円に引き上げられ、また、寡婦控除の適用について所得制限が設けられました。

この改正は、令和2年分の所得税から適用されます。

【改正前後の所得税における所得控除の額(万円)】

		現行				改正後					
		寡婦(寡夫)控除				寡婦控除		ひとり親控除			
配偶関係	合計所得	死別	離別	死別	離別	死別	離別	死別	離別	未婚のひとり親	
		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	
扶養親族	有	子	35	27	35	27	35	—	35	—	35
	有	子以外	27	27	27	27	—	—	—	—	—
	無	無	27	—	—	—	—	—	—	—	—
	無	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
扶養親族	有	子	27	—	27	—	—	—	—	—	—
	有	子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※合計所得金額500万円=年収678万円

- ⑥ 国外の中古建物の不動産所得から生ずる損失がある場合、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかったものとみなされます。

令和3年以後、個人が国外の中古建物を購入して、その建物に関する償却費を計上することで赤字が生じた場合、他の所得と損益通算することができなくなりました。

なお、法人税については、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる制度が、また中小企業者等が取得価額30万円未満である減価償却資産を取得した場合にその取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、共に2年延長されています。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。